

議案第62号

字の区域の変更につき議決を求めることについて

字の区域を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

尻無北部地区

変更前			変更後	
町	字	地番	町	字
尻無町	西畑	161の1の一部	尻無町	東畑
	東畑	87の4、88の5、130の2、134の2、135の2、135の7、135の8、136の3、136の5、137の1、137の2、338、339、339の1、340、340の1、341、341の2、342、342の3、342の5、342の6、343、343の2、343の3、344の1の一部、345の一部、345の2、345の3、346、346の1、347、347の1、348、348の1から348の3まで、349、349の1から349の3まで、350の1から350の3まで、351の1、351の2、352の1、352の2、353、354の1、354の2、355の1、355の3、355の6、355の7、356、356の5の一部、356の8、356の9、356の11から356の13まで、357の1から357の3まで、358、358の1の一部、358の2、358の4の一部、358の5、359、359の2、359の3、359の6、360、360の1の一部、360の2から360の4まで、360の7、361の一部、361の2、361の8、362の1の一部、362の4、366の4の一部、1799の一部、1800の一部、1817の1の一部	尻無町	西畑
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。</p>				

提案理由

県営尻無北部地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、本議案を提出するものである。